2013年8月発行 宮城県土木部 都市計画課

県内の景観スポットや景観づ

「みやぎの景観」に関わる様々な問題なご紹介します。

集団移転先での美しい街並みづくい(岩沼市

防災集団移転促進事業に取り組んでいる玉浦西地区(岩沼市)では、住民のまちづくりに関する想いを、事業計 画や地区のルールに取り入れることで、美しい街前みづくりに取り組んでいます。

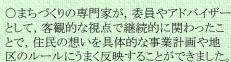
まちづくりイメージの共有(合意形成)



まちづくり検討委員会の様子

○「まちづくり検討委員会」による延べ7回にわ たるワークショップで委員等が活発に意見交 換をしながらつくりあげた「新しいまち」への想 いやイメージを基に、玉浦西地区の「まちづく り方針」として合意されました。

○住民の意見をもとに製作した「まちの模型」 を見ながら議論したことで、まちづくりのイメー ジを住民間で視覚的に共有でき, 地区での合 意形成に役立ちました。





- ジ共有のために作った模型

空が広く感じられる美しい街並みのあるまち

○地区の自主ルールの一つとして, 電柱類は 借地により民地へ設置する「裏配線」とするこ と, テレビアンテナは屋根以外の場所に設置 することなどを定め, 空が広く感じられる開放 的な街並みづくりを目指しています。



(岩沼市里の杜)

○また,都市計画法の地区計画制度として,次のような地区のルールを定め, 統一感のある美しい街並みづくりを目指しています

- ①建築物の用途を住環境にふさわしい用途に制限する
- ②敷地面積の最低限度を200m²と定めて敷地の細分化を避ける
- ③壁面の位置を敷地境界から1.0~1.5m後退させて建物の間隔を確保する
- ④屋根や外壁等の色彩は過度の原色を避けて落ち着いたものにする

緑豊かで水辺のある景観のよいまち

○地区内3つの公園や調整池を繋ぎ,地区の骨格軸をなす緑道は,貞山堀 の形状をイメージして配置することを目指しています。

○防災調整池は,多段式にして,大雨時以外は浸水しない多目的利用エリ アを設けるとともに、生物多様性や景観に配慮した植栽とすることで、殺風景 な機能施設にとどまらない、緑豊かな公園機能をもつものを目指しています。

○公園は、良好な住環境を形成するため、2地区に 1箇所、それぞれ0.25ha以上の確保を目指してい ます。

○郷土の文化的景観である居久根の再生や, 避難 機能、イベント時のステージ機能を有する丘等、コ ミュニティのシンボル形成を目指しています。

○住宅の敷地境界に設置する生垣の樹種を地区ご とに選定することで、緑豊かで統一感のある街並み を目指しています。

〈玉浦西地区のまちづくり方針〉

- ①自然災害に強い安全なまち
- ②自然エネルギーを活用した環境未来都市を実現するまち
- ③空が広く感じられる美しい街並みのあるまち
- ④地域の交流ができる集会所や菜園のあるまち
- ⑤緑豊かで水辺のある景観のよいまち
- ⑥スーパーと個人商店が複合した楽しく買い物ができるまち
- ⑦地域のみまもりにより高齢者福祉と子育てが充実したまち

検討委員会 阿留多伎眞人委員長に聞く

(尚絅学院大学生活環境学科教授)

■合意形成がうまくいったポイントは?

まず、避難所から仮設住宅まで震災前の コミュニティが維持されていることが合意 形成のベースになっています。年齢や性別 が偏らないよう委員構成にも配慮されてい ますし、検討委員会をワークショップ形式 で行ってきたことも良かったと思っていま す。会議形式よりも意見を出しやすく、計 画づくりに参加しているという実感が持て



るので、前向きな合意形成につながったと思います。 それから、市の職員にワークショップ運営の経験があった ことも大きかった。ノウハウそのものはコンサルタントの支 援を受ければ補完できるものですが、何より、行政ができる 範囲を最初に示し、その中なら住民の自由な議論に任せると いう姿勢が素晴らしかったと思います。

■美しい街並みのポイントは?

この地区の計画図には、たくさんの方の想いが反映されて いますが、個人的には道路にできるだけ曲線を取り入れるこ

とが大事だと思っています。曲がっ た道には、端から端まで見渡せるよ うな直線道路にはない「囲まれ感」 があり, 地域の人間関係や連帯感を 育むことにもつながります。美しい 街並みは、コミュニティのまとまり にも資するものとしてとらえること が大切です。



曲線を取り入れた街並み (名取市ゆりが丘)

玉浦西地区 ランドスケース基本計画図



東北・宮城の夏は短いですが、それでもまだまだ暑い日が続きま す

各地で花火大会が開催され、豪快で鮮やかな花火に歓声が沸き起 こりますが、今回は少し落ち着いた夏の夜を体験していいただける スポットをご紹介いたします。

丸森町 齋理幻夜 8月10日(十) ~大正ロマンの時代にタイムスリップ!



約1,000基の絵とうろうが創 り出す幻想的な空間の中で、イ ンド舞踊や太鼓演奏など様々な イベントを開催。その他にも夜 店や紙芝居, パフォーマンスな どお楽しみが盛りだくさん。大 正ロマン溢れる夜を体験してみ てはいかがでしょう。

- ◆開催時間:17時30分~21時(屋敷開門は18時15分)
- ◆場所:蔵の郷土館「齋理屋敷」とその周辺
- ◆駐車場:無料駐車場(約500台)あり
- ◆交通:阿武隈急行線・丸森駅よりシャトルタクシーで約5分。歩い
- て約30分。無料シャトルタクシーは16時48分より運行
- ◆問合せ先: 丸森町商工観光課 TEL 0224(72)3017

★塩竈市 しおがまさま神々の月灯り

~秋の澄んだ夜空に浮かぶ「 お月さま」をたっぷりと堪能~

由緒ある荘厳な古社である志波 彦神社・鹽竈神社で風雅を愉し む催し。澄み渡る夜空に浮かぶ 「お月様」を鑑賞しながら、秋 の夜長を味わうことができるの もまた風流。

9月20日(金) ▶ 21日(土)



- ◆開催時間:18時30分~20時30分 (雨天及び強風時の中止開催判断は当日の13時頃)
- ◆場所:志波彦神社・鹽竈神社内
- ◆駐車場:無料駐車場(約300台)あり
- ◆交通:JR仙石線・本塩釜駅より歩いて約15分。
- ◆問合せ先:塩釜市青年四団体連絡協議会 TEL 022(367)5111

景観法活用のススメ

景観法は、地域特性に応じた運用が可能な柔軟な制度で、眺望や 農村景観の保全, 歴史的まちなみの保全, 建物のデザインや高さの規 制など、様々なアプローチからの取組ができます。

景観法による「景観計画」

景観行政団体となった市町村が定める計画で、建築物や工作物 の建設・色彩変更、開発行為について事前届出制度を設け、景観 に悪影響を与える行為を規制することができます。

都市計画区域外も含めた広いエリアに緩やかな規制を導入でき るもので、さらに条例で定めることにより、土地の形質変更や木 竹の伐採、廃棄物の堆積など建築以外の行為についても幅広く規 制の対象にしたり、建築物の形態意匠について変更命令を行える ようにしたりと、必要に応じて規制範囲や強制力の強さを柔軟に 選択できるのが特徴です。

景観行政団体に対する国土交通省の補助制度

○街なみ環境整備事業(社会資本整備総合交付金)

景観計画区域を含む「街なみ環境整備事業地区」を設定して、 市町村が行う以下のような事業に対して、補助金を交付。

- ・住宅等の修景、景観重要建造物の修理や移設等
- ・空き家住宅等の除却
- ・道路や公園等の整備,公共施設の修景 etc.

○民間まちづくり活動促進事業

景観計画区域内で、民間事業者等が行う以下のような事業に対 して,補助金を交付。

- ・コミュニティバス等地域の利便性向上の実証実験
- ・空き地や空き店舗の活用促進の社会実験
- ・地域のプロモートイベントやシンポジウムの開催 etc.

みやき景観アドバイザ

宮城県では, 良好な景観の形 成に関する活動や, 景観を活か したまちづくりに関する活動を 支援するため、 景観アドバイ <u>ザーを派遣しております。</u>

景観アドバイザーとは

景観形成等に関して専門的な知 識を有する学識経験者で, 宮城県 にアドバイザーとして登録されて いる方々です。

アドバイザーへの報酬と派遣旅費は、県が負担します。

県民, 地域団体, 事業者, 市町村等からの申請に応じ, 下記のような活動を行います。

- ○まちづくり活動についての助言等
- 施策の策定並びに事業の実施についての助言等
- 講演会, 講習会及び視察会等における講師等

○屋外広告物許可制度について

宮城県では、屋外広告物を表示する全ての方に広告物の適切な 管理を行うことを義務づけるとともに、許可を不要とする範囲を 超えた広告物は許可を受けなければ表示できないこととしていま す。

屋外広告物条例では、広告物の表示について①表示する地域、 ②表示する物件、③表示する種類によって規制しています。

許可に関する事務は、広告物が表示される市町村を管轄する土 木事務所・地域事務所又は市町で行っています(仙台市内は仙台 市各区役所が許可事務を行っています。)。

(詳しい管轄窓口は,右記URLから「屋外広告物設置許可申請窓 口変更のお知らせ」をご覧ください。)

○看板などの広告物の表示には、ルールがあります

看板や壁面への広告物の表示など、公衆を対象に、屋外で一定 の期間継続して表示する広告物を「屋外広告物」といいます。

店舗の名前や事業所への案内看板など、屋外広告物は身近なと ころで私たちにたくさんの情報を提供してくれます。

一方で、広告物が屋外で表示されることから、広告物の数やデ ザインの統一感でまちなみの印象そのものが変わることもありま す。また、しっかりと固定されていないと脱落・はく離して通行 人などにけがをさせてしまうおそれがあります。

私たちの住むまちに誇りを持てるような広告物景観をつくるた めにも、ルールを守って屋外広告物を表示しましょう。



写MC 平成25年度屋外広告物講習会を開催します。 詳細はより下記URL「屋外広告物」のページに掲載しています!

くわしくは都市計画課「屋外広告物」のページへ

URL: http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/okugai.html

みやぎ景観だより 第1号 発行:宮城県土木部都市計画課

TEL: 022-211-3132 e-mail: tosikes@pref.miyagi.jp

「みやぎ景観ポータルサイト」では、宮城県の景観形成に関する様々な情報を紹介しています。 ぜひご覧ください。 URL: http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/keikan.html